

07.05.2009

## 感染症広域情報の発出（新型インフルエンザの流行状況について） （第6報）

7日、外務省は、新型インフルエンザに関する情報（感染症広域情報）を以下のとおり  
発出し「海外安全ホームページ」に掲載しましたので、ご参考までにお知らせします。

（感染症広域情報）

1. 2009年4月30日、世界保健機関（WHO）は、パンデミック警戒レベルをフェーズ4から5へ引き上げました。

メキシコについては、別途、「感染症危険情報」を発出しています。メキシコへの渡航を予定している方は、不要不急の渡航は延期してください。また、メキシコ滞在中の方は、不要不急の外出は控え、十分な食料・飲料水の備蓄とともに、安全な場所にとどまり、感染防止策を徹底してください。なお、今後は出国制限が行われる可能性又は現地で十分な医療が受けられなくなる可能性がありますので、メキシコからの退避が可能な方は、早めの退避を検討してください。

また、メキシコ以外で新型インフルエンザの感染が確認された国・地域（23カ国・地域）に対しても、別途、「感染症危険情報」を発出しています。渡航を検討されている方は、渡航先の感染状況及びWHOの情報等最新情報を入手し、十分注意してください。また、これらの国に滞在される方は、WHOの情報にも留意しつつ、感染防止対策を徹底するとともに、感染が疑われた場合には速やかに医療機関で受診してください。

2009年5月7日午前5時（日本時間）現在、感染が確認された旨政府当局またはWHOが発表した国・地域は以下のとおりです。メキシコ及び米国を除き、各国・地域とも死亡者はありません。

（1）WHOが同時点で公表している感染状況  
感染が確認された国 23カ国・地域、感染者数 1,893人

メキシコ  
感染者数 942人（うち 29人死亡）

米国  
感染者数 642人（うち 2人死亡）

カナダ  
感染者数 165人

スペイン  
感染者数 73人

英国  
感染者数 28人

ドイツ  
感染者数 9人

イタリア  
感染者数 5人

ニュージーランド  
感染者数 5人

フランス  
感染者数 5人

イスラエル  
感染者数 4人

エルサルバドル  
感染者数 2人

韓国  
感染者数 2人

アイルランド  
感染者数 1人

オーストリア  
感染者数 1人

オランダ  
感染者数 1人

グアテマラ  
感染者数 1人

コスタリカ  
感染者数 1人

コロンビア  
感染者数 1人

スイス  
感染者数 1人

スウェーデン

感染者数 1人

デンマーク  
感染者数 1人

ポルトガル  
感染者数 1人

香港  
感染者数 1人

(2) 現地政府が発表している国  
ポーランド

感染者数 1人 (ポーランド政府発表)

また、5月7日午前5時現在、感染疑いがある国は以下のとおり(報道含む、18カ国)です。

インド、フィリピン、オーストラリア、チェコ、ノルウェー、ルーマニア、ロシア、アルゼンチン、チリ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ベナン、ザンビア

## 2. 新型インフルエンザとは

動物のインフルエンザウイルスがヒトの体内で増えることができるように変化し、継続的にヒトからヒトの感染がみられるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患を新型インフルエンザといいます。

今般、メキシコや米国等で感染が確認された豚インフルエンザ(H1N1亜型)は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する法律」第6条7号に規定する新型インフルエンザに位置づけられたところです。

## 3. 豚由来インフルエンザがヒトに感染した場合

発熱、倦怠感、食欲不振、咳など、通常のインフルエンザ症状があらわれます。また、鼻水、咽頭痛、吐気、嘔吐や下痢などの症状を訴える患者もいます。

## 4. 感染防止策

下記の点に留意し、感染防止に努めてください。

- (1) 十分な水・食糧の備蓄を行い、不要不急の外出は控える。
- (2) 外出する際は人混みを避ける。また、咳やくしゃみ等による感染を防ぐため、マスクを着用する。
- (3) 積極的に手洗いやうがいを行う。
- (4) ウイルスは粘膜を介して感染するので、口、鼻、目などの粘膜部分に手で触れない。
- (5) 発熱や咳などインフルエンザと似た症状がみられた場合には、現地の医療機関を受診する。

## 5. 海外における入国時の健康チェック

現在、多くの国においては、入国時の健康チェック（体温確認等）が行われています。その際、発熱、インフルエンザ様症状が疑われた場合には、新型インフルエンザ感染の確認等のため、一定期間停留を求められる場合がありますので、日本出発時に発熱等不調を感じられた場合には出発前に都道府県による新型インフルエンザ相談窓口発熱相談センター等にご相談されることをお勧めします。

## 6. 日本帰国時の健康チェック

わが国では、検疫体制を強化しており、厚生労働省が定める新型インフルエンザが蔓延している国・地域（5月6日現在、メキシコ、米国(本土)、カナダ）から入国する方に対し、機内検疫を実施しています。インフルエンザ様症状がある場合には検査を行い、必要に応じ、隔離、停留又は保健所の健康監視下等におかれる場合がありますので、到着時の検疫所の指示に従ってください。なお、帰国時に高熱、咳症状がみられる場合には検疫所の健康相談室にお申し出ください（帰宅後に同様の症状が現れた場合には、最寄りの保健所に相談し、感染地域に渡航していた旨をお知らせください。）。

（問い合わせ先）

○外務省新型インフルエンザ相談窓口

電話：（代表）03-5501-8000（内線）4625、4627、4629

○外務省領事局海外邦人安全課

電話：（代表）03-3580-3311（内線）5140

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

（携帯版）<http://www.anzen.mofa.go.jp/i/>

（関連ホームページ）

○厚生労働省ホームページ（新型インフルエンザ対策関連情報）

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

○世界保健機関（WHO）ホームページ（新型インフルエンザ関連）

<http://www.who.int/csr/disease/swineflu/en/>（英語）

○CDC（米国疾病予防対策センター）

<http://www.cdc.gov/h1n1flu/>（英語）

○農林水産省ホームページ（新型インフルエンザ関連情報）

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/ampo/buta.html>

\*\*\*\*\*  
\*\*

○在ブルガリア日本国大使館

所在地：14 LYULYAKOVA GRADINA Str., SOFIA, BULGARIA

電話 : (02) 971-2708

FAX : (02) 971-1167

ホームページ : <http://www.bg.emb-japan.go.jp>

\*\*\*\*\*  
\*\*